

青森市カラス追払い機器貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、環境部環境政策課長（以下「課長」という。）が物品管理員（財務規則第226条第2項に規定する物品管理員をいう。以下同じ。）として管理するカラス追払い機器（以下「機器」という。）の市民への貸付けに係る事業（以下「カラス追払い機器貸付事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって市民の安全かつ快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 市長は、前条に規定する目的を実現するため、カラス追払い機器貸付事業を実施する。

(貸付対象者)

第3条 機器の貸付けを受けることができるものは、本市に住所を有する個人並びに本市に所在する法人及び町会（町内会を含む。）その他の任意団体とする。

(貸付申請)

第4条 機器の貸付けを受けようとするものは、カラス追払い機器貸付申請書（様式第1号）に機器使用予定場所の位置を示す図面を添付して、市長に申請しなければならない。

(貸付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、機器を貸付けることが必要であると認めるときは、当該機器の貸付けを決定し、カラス追払い機器貸付決定書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。ただし、機器の使用目的及び態様が次の各号のいずれかに該当するときは、機器の貸付けを行わないものとする。

- (1) 機器をカラスの追払い以外の用途に使用しようとするとき。
 - (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はこれらに反するおそれがあると市長が認めるとき。
 - (3) その他市長が不適当であると認めるとき。
- 2 課長は、前項に規定する機器の貸付けの決定に当たっては、財務規則第23

6条第1項に規定する物品貸付調書に相当するカラス追払い機器貸付調書（様式第3号）について必要な調製を行わなければならない。

3 前条及び第1項の規定による機器の貸付けに係る申請及び決定は、同項の規定による決定書の交付を受けたもの（以下「借受者」という。）と市との貸付契約の締結とみなす。

（貸付期間）

第6条 機器の貸付けの期間は、30日を超えない期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その期間を更に30日の範囲内において延長することができる。

2 借受者は、前項ただし書に規定する貸付期間の延長を希望するときは、前項本文に規定する貸付期間の満了の日前にカラス追払い機器貸付期間延長申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、第1項ただし書の規定による貸付期間の延長に係る機器の貸付けについて準用する。この場合において、第5条第1項中「カラス追払い機器貸付決定書（様式第2号）」とあるのは「カラス追払い機器貸付期間延長決定書（様式第5号）」とする。

（貸付料）

第7条 機器の貸付けに係る貸付料は、第1条に規定する目的に照らし、青森市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年青森市条例第86号）第7条及び財務規則第236条第2項ただし書の規定の適用を受けるものとして、無償とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機器を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 機器をカラスの追払い以外の用途に使用しないこと。
- (3) 機器の使用について、法令若しくは公序良俗に反し、又はこれらに反するおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 機器を他に譲渡し、交換し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 機器の動力源（乾電池）の補充に係る経費のほか、当該機器の管理に関する必要経費は借受者の負担によること。
- (6) 天災その他特別の理由があると市長が認める場合を除き、機器を損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従い、

当該機器を借受者の責任と負担において原状に復すること。

(貸付決定の解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による機器の貸付けの決定を解除することができる。

- (1) 借受者が、この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 市が、機器を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(機器の返却)

第10条 借受者は、機器を貸付期間の満了の日（前条の規定により貸付けの決定が解除された場合にあっては、市長が指定した日）までに環境部環境政策課に返却するものとする。

- 2 借受者は、機器の返却をするときは、カラス追払い効果報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、借受者の責めに帰する理由により、第1項に規定する返却期限までに機器が返還されなかつたときは、当該期限の日の翌日から起算して機器が返還された日までの日数に応じた違約金を徴収することがある。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、カラス追払い機器貸付事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成25年 2月15日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年 6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に提出され、又は交付されているこの要綱による改正前の青森市カラス追払い機器貸付事業実施要綱に定める様式による書類は、この要綱による改正後の青森市カラス追払い機器貸付事業実施要綱に定める相当様式による書類とみなす。